

岡山県社会福祉士会の第三者評価はどのように行われるの？

1. 本会の福祉サービス／社会的養護関係施設第三者評価事業の特徴

- ①契約から結果報告まで、4ヶ月～6ヶ月というスピーディーな評価対応をします
全国的目安は概ね6ヶ月とされていますが、本会は極力短期間での実施に努めます。
- ②「施設改善に向けての提言」「評価結果の利用者・家族・住民等へのPR」を行います
要請に応じて、結果概要をプレゼン資料にまとめ、職員会議・職員研修、保護者会・地域交流会等に出向き、評価者の立場から結果のプレゼンを行います（企画・開催は施設様に行っていただきますが日程調整等でご相談させていただきます）。
- ③評価調査者3人体制での訪問調査対応と評価結果の吟味をおこない客観性を高めます
評価調査者による評価のブレ幅を圧縮し、より客観性を担保するため、評価調査者3人体制で臨みます。
また、評価結果は本会第三者評価委員会での原案作成、本会理事会での審議を経てとりまとめます。
- ④対話を重視し個別性を尊重した評価を行います
評価項目に基づく機械的で杓子定規の評価作業ではなく、対話を重ねる中で分野の状況・個々の事情を考慮した分析を行います。
- ⑤評価調査者は全員「社会福祉士」
当然のことですが、各福祉分野の第一線でエキスパートとして活躍している本会会員が、国の定める研修を修了し評価調査者となっております。メンバーは、社会福祉法人役員経験者、施設管理者、施設中核的職員、独立型社会福祉士、大学教授などです。

2. 福祉サービス／社会的養護関係施設第三者評価の流れ

①事前訪問・説明	本会の評価の内容・流れ・方法・費用・体制・特徴等の説明をしに伺います。場合によっては、この時点で「第三者評価事業とは」に関する受審説明会・研修会を行うこともできます。
②契約	正式な契約書類をお持ちし、契約を結びます。同時に、協力いただく職員・利用者等への「受審説明会」も行います。この際、必要な書類・資料（事業概要、パンフレット、利用者向けしおり、広報紙、事業計画・前年度事業報告、中長期計画、収支予算書、前年度決算書、運営規程、規程集一式、組織図、自立支援計画に関する帳票類・アセスメント様式、記録様式、その他）をお預かりします。
③自己評価・利用者調査と事前分析	本会より送付させていただき自己評価シートに基づき職員自己評価、利用者アンケート調査を付けていただき、本会に送付いただきます。本会では受領次第分析をします。（回収・受取方法は相談の上、決定します。） 流れ：本会から郵送→施設において対象者に配布→各自が本会へ返送郵送→本会にて分析
④訪問調査	3名の評価調査者が訪問し、丸2日間を使い、施設見学、管理者等幹部ヒアリング・現場職員ヒアリング、利用者ヒアリング、書類確認・管理状況確認、評価調査者間でのとりまとめ、管理者との意見交換等を行います（計14時間）。食事も一緒に摂ります。評価項目に従った質問・確認にとどまらず、半構造化面接技法を用い広範・多面的に質問をします。また、相談の上、可能な範囲で写真映像情報を収集させていただく場合もあります。
⑤評価結果の作成	評価調査者がとりまとめた評価結果原案を、本会第三者評価委員会において推敲し、さらには本会理事会において承認を得た上で施設に報告します。施設の下承と施設側のコメントをいただき次第、公表します。
⑥評価結果のフィードバック	要請に応じ、評価結果のポイントをまとめ、職員、利用者、家族、地域住民等にプレゼンテーション（説明会／報告会）に出向きます。職員研修、保護者会等の折にお声かけください。（所要時間約30分）

3. その他

- ①評価費用は、社会的養護施設については30万円、その他の施設については上記のとおりです。費用の中には交通費（事前説明、契約／職員説明、訪問調査（2日）、結果報告、プレゼン）・郵送費・印刷費等を含みます。 ※提出いただく資料のコピー等は受審者側にご負担をお願いします。
- ②本会規程に基づき守秘義務を遵守します。また、苦情解決システムがあります。
- ③本会の評価実績・・・2件（知的障害者施設、知的障害児施設）

一般社団法人岡山県社会福祉士会 第三者評価委員会

〒700-0813 岡山市北区石関町2-1 岡山県総合福祉会館6階
TEL. 086-201-5253 FAX. 086-201-5340 E-mail. info@csw-okayama.org